

日本セキュリティ・マネジメント学会 選挙委員会規程

JSSM-2-600 2005.05.12 制定
2010.01.20 改定
2012.05.29 改定

第1条 (目的)

本規程は、日本セキュリティ・マネジメント学会の役員選挙を円滑にかつ公正に実施するための選挙委員会について、その構成、役割等必要な事項を定める。

第2条 (選挙委員会の構成)

選挙委員会は、定款で定められた役員の投票による決定を具体的に実施するための委員会で、常任理事会で選任された委員長が委員会を編成する。

2. 選挙委員会の委員は委員長を除いて4名とし、委員長が本学会役員および会員から指名し、委員長を含めた全委員5名を会長が任命する。選挙委員会は、当該の投票が確定すべき日の6ヶ月前に発足する。
3. 選挙委員会の委員長及び委員は、当該役員選挙において、役員に選出されてはならない。
4. 委員長を含め選挙委員会の任期は、当該選挙の実施が完了し投票結果が確定するまでとする。

第3条 (選挙委員会の役割)

選挙委員会は、常任理事会や理事会、部会、委員会等から独立して、定款で定められた役員の投票にかかわるすべてを公正に取り仕切る。

2. 選挙委員会は、発足後から役員投票の結果が総会で承認され確定するまでの間の選挙実施計画を策定し、常任理事会に報告する。
3. 選挙委員会は、ア)常任理事会からの推薦、イ)各研究会からの推薦、ウ)一般会員から3名の正会員の推薦を得た応募、などから役員候補者を広く募集しその結果を集約して、次期の役員候補者案を定める。
4. 役員候補者(案)及び投票用紙を会員に送付し、期日までの投票を促す。投票は、選挙委員会が集約した役員候補者の信任投票を主体とし、投票者が他の正会員の名を記して候補に加えることが可能な方式とする。
5. 選挙委員会では投票結果を集計し、当選者を決める。
6. 候補者の選定や投票過程に不正等の疑いがある場合は、その調査にあたり必要な対処を行う。
7. 候補者選定の過程や投票の経過、その結果の当選者などを総会に報告し、承認を受ける。

第4条 (運営)

選挙委員会の運営に係る経費等の業務は、選挙委員会委員長が担当する。

2. 選挙委員会の運営にかかわる詳細は、選挙委員会運営細則にて定める。

第5条 (本規程の改廃)

本規程の改廃は、常任理事会で定める。

附則

この規程は、2005年6月18日から施行する。

2010.01.20 改定は、2010年1月20日から施行する。

2012.05.29 改定は、2012年6月1日から施行する。

以上